

宜野湾市商工会臨時総会

と き:令和8年3月25日(水)18時

ところ:ラグナガーデンホテル 羽衣の間



宜野湾市商工会

宜野湾市商工会臨時總會次第

宜野湾市商工会
司会 事務局

(商工会の歌)

1. 開会の言葉

2. 会長挨拶

3. 議長選出

4. 書記氏名

5. 議 事

議案第1号 宜野湾市商工会解散決議の承認について

議案第2号 宜野湾市商工会清算人の選任について

議案第3号 宜野湾市商工会残余財産処分の承認について

清算人提案

議案第1号 宜野湾市商工会残余財産処分方法決議の承認について

6. 来賓あいさつ

7. 閉会の言葉

議案第1号

宜野湾市商工会解散決議の承認について

このことについて、別紙のとおり総会の議決を求めます。

令和8年3月25日
宜野湾市商工会
会長 長堂昌太郎

宜野湾市商工会解散決議の承認について

宜野湾市商工会解散決議

宜野湾市商工会は、沖縄県が本土復帰した翌年の昭和48年6月29日も創立総会が開催され「商工会の組織等に関する法律」（現「商工会法」）に基づき、同年8月24日に国・県の認可する法人商工会として誕生し、25周年を迎えることができました。

顧みますと、設立当初の会員数963人、予算規模723万円、職員数2名で、元水道庁舎に隣接する民家の一室、約10坪が事務所でありました。現在では、会員数1,900人、予算規模1億3千万円、職員数13名を有する組織に発展し、地域商工業者の指導団体として、また、地域総合経済団体として、経営改善普及事業をはじめ、中心市街地活性化対策として、全国初のタウン・マネジメント事業による、サンフティーマを立置するなど、地域商工業者の育成と地域の振興発展のため、今日まで懸命に努力してまいりました。平成の時代に入り、バブル経済の崩壊・リーマンショック等の度重なる影響及び令和に入り、新型コロナウイルスの世界的規模の蔓延による経済への打撃は、コロナ危機と呼ばれ国・地域の経済安全保障対策の見直しを迫られ、商工事業者は業種の転換・業態の見直しの検討行う機会となりました。

宜野湾市商工会では、西海岸エリアの街づくりやこれから開発計画が進められるインダストリアル・コリドー地区、米軍普天間基地の跡地利用計画による地域経済の大きな環境変化を見据え、地域総合経済団体として市行政と一体となって魅力ある街づくりへの取組みと地域産業の更なる発展に向けて、その中核的役割を担う責務があることを認識し、組織能力強化の必要性を思考し、これからの時代に対応できる組織運営の在り方について、令和2年度に「中期活動ビジョン」を策定のもと、3年間にわたり商工会議所の事業、組織運営について調査研究を進めてまいりました。その結果、地域唯一の地域総合経済団体として「時代の要請に応えられる、より強い組織財政基盤と指導力を持った商工会議所の設立」が不可欠であるとの結論に至りました。

ここに設立認可手続きを経て、令和8年4月1日より宜野湾商工会議所が発足することとなり、宜野湾市商工会は、令和8年3月31日をもって発展的に解散することになった次第であります。よって宜野湾市商工会の解散を決議するものであります。

令和8年3月25日

宜野湾市商工会臨時総会

議案第2号

宜野湾市商工会清算人の選任について

このことについて、別紙のとおり総会の議決を求めます。

令和8年3月25日
宜野湾市商工会
会長 長堂昌太郎

宜野湾市商工会清算人の承認について

清算人（案）

宜野湾市商工会会長	長堂昌太郎
宜野湾市商工会副会長	仲村義明
宜野湾市商工会副会長	上原正彦

議案第3号

宜野湾市商工会残余財産処分の承認について

このことについて、別紙のとおり総会の議決を求めます。

令和8年3月25日
宜野湾市商工会
会長 長堂昌太郎

宜野湾市商工会残余財産処分の承認について

宜野湾市商工会の残余財産処分については、「商工会法」第54条3項及び「宜野湾市商工会定款」第72条の規定に基づき、宜野湾市商工会解散後の財産を、宜野湾商工会議所に帰属させる。

その処分計画、採算手続き等については、清算人に一任する。

清算人提案

議案第1号

宜野湾市商工会残余財産処分方法決議の承認について

このことについて、別紙のとおり総会の議決を求めます。

令和8年3月25日
宜野湾市商工会
清算人 長堂昌太郎

宜野湾市商工会残余財産処分方法決議承認について

宜野湾市商工会残余財産処分方法について

解散後、2ヵ月以内に3回の公告を本商工会及び市内公共施設等にて行うとともに、官報に掲載し周知徹底をはかり、一般債権者に対して債権の申し立てをなさしめ債務を終結し、残余財産は宜野湾商工会議所へその全部を帰属させる。

なお、令和7年度確定決算及び清算終了の報告は、宜野湾商工会議所議員総会において報告する。

〔資料1〕

商工会法（抜粋）

第7節 解散及び清算

（解散）

第52条 商工会は、次の場合には、解散する。

- （1）総会において解散の決議をした場合
- （2）合併した場合
- （3）破産手続開始の決定があつた場合
- （4）設立の認可を取り消された場合

2 商工会は、前項第1号の規定により解散したときは、解散の日から2週間以内に、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（合併の手続）

第52条の2 商工会が合併しようとするときは、各商工会の総会の議決を経なければならない。

～以後、省略～

（商工会についての破産手続の開始）

第52条の8 商工会がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなった場合には、裁判所は、会長若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、会長は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

（清算中の商工会の能力）

第52条の9 解散した商工会は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

（清算人）

第53条 清算人は、第52条第1項第1号の規定による解散の場合には総会において選任し、同項第四号の規定による解散の場合には経済産業大臣が選任する。

（裁判所による清算人の選任）

第53条の2 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第53条の3 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の職務及び権限）

第53条の4 清算人の職務は、次のとおりとする。

- （1）現務の結了
- （2）債権の取立て及び債務の弁済
- （3）残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（債権の申出の催告等）

第53条の5 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも3回の公告をもつ

て、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

- 2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。
- 3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
- 4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第 53 条の 6 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、商工会の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の商工会についての破産手続の開始)

第 53 条の 7 清算中に商工会の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

- 2 清算人は、清算中の商工会が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
- 3 前項に規定する場合において、清算中の商工会が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
- 4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(財産処分の方法等)

第 54 条 清算人は、財産処分の方法を定め、総会の議決を経て、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

- 2 総会が前項の議決をしないとき又はすることができないときは、清算人は、経済産業大臣の認可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。
- 3 残余財産は、商工会又はその目的と類似の公益目的を有する法人その他の団体に帰属させなければならない。
- 4 第 24 条の規定は、第 1 項及び第 2 項の認可について準用する。

(裁判所による監督)

第 54 条の 2 商工会の清算は、裁判所の監督に属する。

- 2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

(清算終了の届出)

第 54 条の 3 清算が終了したときは、清算人は、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(清算の監督等に関する事件の管轄)

第 54 条の 4 商工会の清算の監督及び清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第 54 条の 5 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第 54 条の 6 裁判所は、第 53 条の 2 の規定により清算人を選任した場合には、商工会が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(検査役の選任)

第 55 条 裁判所は、商工会の清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任す

ることができる。

- 2 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「商工会及び検査役」と読み替えるものとする。

〔資料2〕

宜野湾市商工会定款（抜粋）

第12章 解散及び清算

（解散）

第68条 本商工会は、次の場合には、解散する。

- （1）総会において解散の決議をした場合
- （2）合併した場合（合併後存続する場合を除く。）
- （3）破産手続開始の決定があった場合
- （4）設立の認可を取り消された場合

（清算人）

第69条 清算人は、前条第1号の規定による解散の場合には、総会において選任する。

（財産処分の方法）

第70条 清算人は、就任の日から3月以内に財産処分の方法を定め、総会の議決を経て、県知事の認可を受けなければならない。

- 2 総会が前項の議決をしないとき又はすることができないときは、清算人は県知事の認可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。

（解散後における会費の徴収）

第71条 商工会は、解散後であっても、総会の議決を経て、その債務を完済するに必要な限度において、会費を徴収することができる。

（残余財産の帰属）

第72条 残余財産は、商工会又はその目的と類似の公益目的を有する法人その他の団体に帰属させるものとする。

商工会の歌

作詞 三浦 康照

作曲 山本 丈晴



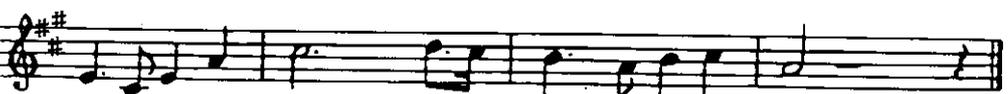
あかるいくらしの えが おか ら わーかいぶん かの はなもさくきょう



どのほこり きょう どのいのち



あ あー しょうこうかい ころところの つな がり で きづ



いて ゆ こ う きぼ う の まち を

商工会の歌

一、
明るい暮らしの 笑顔から
若い文化の花も咲く
郷土の誇り 郷土の生命
ああ商工会
心と心のつながりで
築いてゆこう 希望の街を

二、
いばらの道でも お互いに
明日を踏みしめ 燃やす夢
大きな力 大きな組織
ああ商工会
手を取り 皆んなで
理想に向って進もう 今日

三、
未来を見つめる 努力には
風も はこぶよ 幸せを
皆んなの栄え 皆んなで作る
ああ商工会
中小企業の礎は
住みよい街と 心の憩い